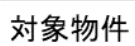


売却区分番号	2027-2		
見積価額	¥460,000	公売保証金	要しない
財産の表示	1 所在 埼玉県新座市片山二丁目 地番 2826番1 地目 雑種地 地積 8.03平方メートル 以上登記簿による表示		
公法上の規制	市街化区域 第一種低層住居専用地域 建ぺい率 60% 容積率 100% 宅地造成等工事規制区域 建築基準法第22条適用区域 新座市景観計画（住宅市街地ゾーン 南部地区） 片山・西堀地区地区計画 立地適正化計画 居住誘導区域		
接道状況	北東側 幅員約3.2メートルから4.8メートル 舗装市道 おおむね等高接面 当該市道は、建築基準法第42条第2項に該当します。		
地盤・地勢	平坦		
使用状況等	対象物件の中央に所有者不明の物置が設置されています。 対象物件の南側に電柱があります。		
管理状況等	—		
特記事項	埋蔵文化財包蔵地（19遺跡）に指定されています。		
住居表示等	埼玉県新座市片山二丁目2826番1		
最寄駅等	西武鉄道 池袋線 保谷駅 北方約2.1キロメートル		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 1 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任等を負いません。 3 執行機関（国）は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。		

2 0 2 7 - 2



売却区分番号

2027-2

